

# 決 定 書

異議申出人

沖縄県南城市

金城 芳雄

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年11月11日付けをもって提起された同年11月9日執行の南城市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、南城市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議申出を棄却する。

## 本件異議申出の要旨

### 1 本件異議申出の趣旨

本件選挙において、最下位当選者「モリヤマ悟」氏の当選の効力を無効とするとの決定を求める。

### 2 本件異議申出の理由

(1) 異議申出人は、本件選挙の候補者である。

(2) 本件選挙の開票結果において、無効票の取扱いに関し重大な疑義がある。開票結果によれば、無効票は223票に上っているにもかかわらず、他の候補者に加算があるものの、申出人に対する加算票が一票も認められていない。

(3) 「れいわ」と記載された票の有効性について

本件選挙において、無効票 223 票の中に「れいわ」と記載された票が複数含まれていた可能性がある。申出人は「れいわ新選組」所属の候補者であり、同選挙区において同党から立候補していたのは申出人のみである。

このような状況において、「れいわ」と記載された票は申出人を指す意思表示として合理的に認められるものであり、有効票として扱われるべきである。

#### (4) 総務省の事務連絡における判断基準との整合性

令和 7 年 7 月 8 日付の総務省自治行政局選挙部選挙課長による事務連絡「参議院比例代表選出議員の選挙における投票の効力について」(別添 1。以下「総務省事務連絡」という。) では、政党名や略称の記載が、候補者を特定できる場合には有効票と判断されるべきである旨が示されている。

本件は比例代表選挙ではないものの、総務省事務連絡の趣旨である「有権者の意思を最大限尊重する」という原則は、地方選挙においても妥当する。

#### (5) 選挙結果への影響の可能性

本件選挙における最下位当選者「モリヤマ悟」氏と申出人との得票差はわずか 8 票であり、無効票の再点検により本件選挙結果が異動することは明らかである

## 決定の理由

当委員会は、申出人から令和 7 年 1 月 14 日付で本件異議申出を適法に受理し、選挙録、その他関係書類を精査し、慎重かつ厳正に審理した。

### 1 本件選挙会の実施状況について

本件選挙会は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）の規定に基づき、告示した日時・場所において適正に開催され、各候補者の選挙立会人が立ち会い、選挙長は疑義のある投票について逐一選挙立会人の意見を聴取し、有効・無効の決定を行っている。選挙録には、選挙立会人からの異議は付されておらず、選挙長及び選挙立会人全員が署名押印のうえ閉会している。

### 2 開票事務および疑問票の審査について

開票事務では、候補者点検作業を慎重かつ丁寧に実施し、疑問票については効力審査係が 1 枚ごとに法定の無効事由に照らし、分類作業を実施している。

### 3 「れいわ」の記載票について

### (1) 公職選挙法第46条第1項の原則

申出人は、「れいわ」と記載された投票は、自らが政党「れいわ新選組」所属であり当該選挙区で同党の候補者が1名であることから、有権者の意思は自らを指すと主張する。しかしながら、地方議会議員選挙は法第46条第1項により、候補者名を書いて投票する必要があり、法第68条第1項第2号で「公職の候補者の氏名以外を記載した投票は無効」と定められているため、政党名の記載は認められない。

### (2) 比例代表選挙との制度的相違

申出人が引用する総務省事務連絡は、政党名で投票する比例代表選挙における投票の効力判断基準を示すものである。一方、本件選挙は、政党名ではなく候補者個人の氏名を記載することを要する選挙であり、政党名による投票は制度上認められていない。比例代表選挙は政党名投票を前提とする制度であることから、その判断枠組みを本件選挙にそのまま適用することはできない。

### (3) 意思尊重原則よりも公職選挙法の明文優先

有権者の意思の尊重は重要である。しかし、法定の記載方法が明確に定められている以上、投票の効力は法の規定に基づき判断されるものである。

以上のことから、「れいわ」と記載された投票は、法第46条第1項及び法第68条第1項第2号に基づき無効となる。

## 4 選挙結果の変動可能性について

本件選挙会においても、異議申出はなく再点検を要する状況は認められない。

したがって、再点検を行っても選挙結果に影響を及ぼす合理的な可能性は認められない。

## 5 結論

以上のとおり、本件選挙の開票事務及び選挙会は法令に基づき適正に行われており、当選の効力に疑義を生じさせる事情は認められない。

よって、本件異議申出は理由がないため、主文のとおり決定する。

令和7年12月9日

南城市選挙管理委員会

委員長 新垣 進

## 教 示

この決定に不服がある場合は、法第206条第2項の規定により、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で沖縄県選挙管理委員会に審査を申し出ることができる。